

平成22年度第4回理事会の開催

平成22年度第4回理事会が、平成23年3月25日、ホテルフロラシオン青山・2階「芙蓉西」において開催された。

本会議では、協議事項として、東北関東大震災被災対応の件について協議し、了承された後、次に、議決事項として、①「第1号議案 平成23年度暫定予算編成の件」、②「第2号議案 平成23年度一時借入金の最高限度額を定める件」、③「第3号議案 賛助会員入会の件」、④「第4号議案 公益社団法人への移行認定申請に伴う対応の件」について審議し、異議なく可決承認され、続いて説明・報告事項として、①「2011動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件」、②要請活動を行った件として、「動物愛護管理法の制度見直しに関する要請」及び「チーム獣医療提供体制整備に向けて（動物看護職体制整備に向けての声明文）」、③「平成22年度地区獣医師会連合会会長会議において協議した件（平成22年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等）」、④「役員改選手続きを進める件」、⑤「職域別部会の委員会活動報告の件」、⑥「平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件」、⑦「業務運営概況等の件」について説明、報告が行われ、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第4回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成22年度第4回理事会の議事概要

I 日 時：平成23年3月25日(金) 11:00～14:30

II 場 所：ホテルフロラシオン青山・2階「芙蓉西」

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】波岸裕光（北海道）

砂原和文（東 北）

高橋三男（関 東）

村中志朗（東 京）

駒崎精彌（中 部）

谷 達雄（近 畿）

湊 恵（四 国）

麻生 哲（九 州）

【職域理事】細井戸大成（開業（小動物））

横尾 彰（家畜共済）

森田邦雄（公衆衛生）

近藤信雄（動物福祉・愛護）

【監 事】玉井公宏、岩上一紘

IV 議 事：

【協議事項】

東北関東大震災被災対応の件

【議決事項】

第1号議案：平成23年度暫定予算編成の件

第2号議案：平成23年度一時借入金の最高限度額を定める件

第3号議案：賛助会員入会の件

第4号議案：公益社団法人への移行認定申請に伴う対

応の件

1 第68回通常総会において決議等を求める件に関する事項

(1)「定款の変更の案」関係

(2)「定款の変更の案」の規定に基づき定める「定款施行細則」関係

(3)「定款の変更の案」の規定に基づき定める「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」関係

2 公益社団法人への移行認定申請に向けた事務・事業運営並びに事務局組織及び職員服務に関する諸規程の見直し

(1) 獣医学術学会事業関係

ア 日本獣医師会学会運営規程の制定

イ 獣医学術地区学会運営規程の制定

ウ 日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程の一部改正

(2) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

日本獣医師会学会学術誌編集等規程の制定

(3) 事務局組織体制等の見直し関係

ア 日本獣医師会事務局組織規程の一部改正

イ 日本獣医師会職員就業規則の一部改正

ウ 日本獣医師会嘱託職員等就業規則の一部改正

【説明・報告事項】

1 2011動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

2 要請活動等を行った件

(1) 動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

(2) チーム獣医療提供体制整備に向けて（動物看護職体制整備に向けての声明文）

3 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議において協議した件

（平成22年度地区獣医師大会決議要望事項に対する

対応等)

- 4 役員の改選手続きを進める件
- 5 職域別部会の委員会活動報告の件
- 6 平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件
- 7 業務運営概況等の件

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

V 会議概要

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から次の挨拶がなされた。

第4回理事会、平成22年度最後の理事会に参集いただきありがとうございます。

平成22年度を振り返りますと、4月早々の宮崎県での口蹄疫の発生に始まり、今回の東北関東大震災が発生したわけです。地震では津波の被害、さらに人災と多くの専門家から指摘されている原発の放射能汚染まで、三重苦を味わったということです。いつ終わるともわからない、本当に先の見えない状況であり、我々獣医師会としても、できる限りの努力を惜しまないという姿勢で、今対応しています。

昨夜も福島県の獣医師、また、現場に入った企業の方々からも連絡をいただきました。地震と津波の被害は、もうこれ以上悪くなることはないとは思いますが、放射能に限っては、現在、半径30キロ圏内までが一定のリスクがあるということで、畜産農家は相当数の牛、豚、鶏を放置したまま避難しているのが現状のようです。

私も地震当日の11日は、十和田市におり、避難所の中で2日間足止めを余儀なくされ、非常に厳しい経験をしました。現地で被災された方は、それどころの厳しさではないのではないかと、相当ひどい状況にあると私は理解しています。

早速、昨夜、民主党の城島光力政調会長代理に電話で現状を報告し、至急対応いただきたいとお願いしました。緊急車両の問題、往診さえできず、牛がどのような状況にあるのか、パトロールで確認することもできないというような状況であるので、調査してほしい。昨夜遅く、筒井信隆農林副大臣に連絡をとっていただきまして、なるべく早く対応したいから、現状の様子を知らせてほしいということから、今朝早く現状をまとめて報告させていただきました。

これから詳細に連絡をとりながら、全体的な対応も含めて取り組まねばならないと思っています。

おかげさまで、国内外からも様々な方から義援金の申し込みがあり、すでに外国からは今朝の時点で、各国の会長を含め、20件近く連絡をいただいています。アメリカのコルネガイ会長などは相当心配されており、そし

て、WVAでは、私の声明文をMessage from the President of the Japan Veterinary Medical Associationというタイトルで公表したところ、早速このWVAのホームページの中にニュースとして、本文が掲載されました。後ほどご覧いただきたいと思いますが、各国は心からのお悔やみとともに、復興を願っての義援金についても何とか協力したいということです。

このような申し出に対して、我々の対応が準備されていなかったことから、先日の業務執行幹部会議で急遽、義援金の口座開設を決定し、国内外を問わず受け付けが可能のように英文でも広報した次第です。既に多くの義援金が集まっているようですが、我々も物心両面にわたり協力を惜しまないという姿勢での取り組みが必要ではないかなと思っています。

話は変わりますが、先月2月に岐阜県で獣医学術学会年次大会を開催しましたところ、近藤会長をはじめとする、岐阜県獣医師会関係者、中部地区連合獣医師会に一丸となって協力いただき、立派な年次大会を盛会に導かれたことを改めて感謝いたします。ありがとうございました。

今日の議題は多岐にわたると思いますが、理事各位におかれましては、地元に戻られましたなら、今日の内容を丁寧に説明、報告いただきたいと思います。

また、本理事会終了後、日本獣医師政治連盟の総会を開催する予定です。

議事の円滑な進行をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて、山根会長が議長に就任し、湊、細井戸両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

東北関東大震災被災対応の件

(1) 大森専務理事から、東北関東大震災の被災対応について別記1のとおり説明が行われた。

(2) 質疑・応答として、①平成23年度の東北地区獣医師大会・学会については、4月13日に連合会の会議で協議する予定であったが、現状では開催は困難と思われる、電話等で連絡を取り合っている。場合によっては、東北地区大会・学会は来年に開催延期等も考慮している。②茨城県の北部についても、被災されていると思われるが、どのような状況であるのか。③会員である被災地方獣医師会への支出というのは、共益的資金と捉えられ、支出しにくいと思われるが、今回の状況で被災者は長期にわたり困窮されると思われる。今ならお見舞金という形の支出は黙認、容認されると思うが、本義援金の趣旨説明に獣医療の提供の確保とあるため、日本獣医師会の平成23年度、24年度に、恒常的に予算を組んで支出することが公益的支出と認められるか否か、また、このような対応を三役で考慮いただきたい。公益団体とし

て、当然、地域に対する公益的な活動は実施するが、獣医療の提供が困難であるということは、地域で相当の影響を及ぼすものと思われ、日本獣医師会では義援金の募集とともに、会計の中から一部予算組み等を検討いただきたい。④災害が起きてまだ2週間で、募金活動が始まっており、日本獣医師会で募金の配分先を決めることになるが、何に重きを置くかが重要であり、配分の方針を策定する段階で、その旨説明いただきたい。被災は東北が中心ということで、マスコミでも取り上げられているが、原発の関係で茨城県の方々は非常に不安を抱かれています。都内では、電灯がこれまでと同様に点いているようだが、埼玉県では、計画停電の実施で、日常の業務に支障をきたしており、病院の運営も厳しい状況であるが、現地の被災者を思えば、これを乗り越えねばならないと考えている。⑤本義援金の設置等に基づき、地方獣医師会も、支援、協力体制を構築されていくことと思われるが、山根会長の発言どおり、その組織に所属する方々を支援することが最も重要であると考え、今回の対応は大変良いと思われる。分配については、日本獣医師会で決定するとのことだが、様々なケースを考慮されているようで、我々も意を決して取り組みたい。埼玉県では直接の被害はなかったが、多くの被災者が避難されており、大宮のさいたまスーパーアリーナに現在3,500名おり、4月以降は、高校の空き部屋に移動され、3月末までに1万人の被災者に避難いただくということである。市町村からは、4月からの狂犬病予防注射を一時、中止したいとの要望があったようだが、獣医師会では、県当局、市町村長に申し入れ、従来どおり実施することとした。そのような状況の中で、被災者は、動物を避難施設に持ち込むことは禁止されているが、車で避難された方は駐車場の車の中に犬を置いており、その数は約30頭以上で今後も増えるということで、埼玉県においては、県、各市町村と獣医師会が連絡を密にしながら、動物指導センター、動物病院での収容について、アンケート等も実施しつつ、経費の面も善意の方向での取り組みをしていく予定である。日本獣医師会での災害対策については、我々も明日は我が身という思いを胸に全力で対応していきたい。関東ブロックの4月9日開催の理事会においても、その旨依頼したいと考えている。⑥狂犬病予防注射については、様々な議論はあると思われるが、これも防疫という観点で東北地方或いは関東で、現実に対応できないという地域があった場合、日本獣医師会或いは地方獣医師会からの支援も今後の検討の一つである。4月になった時点で、三役、小動物担当理事にそのような連絡があれば対応を考える必要がある、との質疑・要望が出され、これに対して、大森専務理事から、②については、各県獣医師会ともに、役職員、会員獣医師の安否は確認されており、事務所機能も特段問題はな

いということである。施設損壊に伴う地域の獣医療提供体制の支障等について特に小動物の関係については、ライフラインである水道、ガス、電気に支障が生じている。施設の被害はあるが、ライフラインの復旧に伴い回復するものと思われる。さらに動物救護活動については、現在、支援物資等は県のセンターに搬入され、獣医師会では救護活動のため必要な物資をセンターで引き取り、会員獣医師に対して配布し、各会員が個々に動物救護活動を行っており、現時点では被災対策本部の設置等の予定はないということである旨説明され、続いて、山根会長から、③については、台湾の企業からは、赤十字に相当な額の義援金を募金したいという連絡もあり、そちらでは動物関係、獣医療関係に活用されることにはないので、本会が開設した口座への募金を依頼した。また、県や市等への募金では一般財源となるし、本会も構成団体である緊急災害時動物救援本部の義援金でも動物医療関係に活用されるとは限らない。話は変わるが、2、3日をかけて、110の小動物診療の動物病院へ連絡をし、ほぼ怪我もないということだが、建物の崩壊、診療器具、特に高度医療機器が損壊したという話もあり、診療が困難、残った器具を駆使して、診療をはじめられたという話もあり、被害は様々のようである。義援金については、各位意見を伺いながら、最適と思われる時期に支出したい。動物救護活動については、近日、ペット保険関連企業の担当者が支援物資を搬送するようであり、また、全国動物薬品器材協会の会長が車の手配等を行い、岩手県、山形県、宮城県、仙台市、福島県の開業獣医師へ動物用医薬品を配布する等の活動を実施している。なお、新潟県には、約9,000人の被災者が避難され、その多くが犬や猫を帯同されており、これらが約1,000～2,000頭と試算されている。この犬猫のペットフードが不足しているとのことで、ペットフード協会会長に対応を依頼した。④については、茨城県は、橋本知事も一生懸命取り組んで来られたが、一番不安なのは放射能である。余震はあるが、地震、津波でこれ以上の被害はないと想定する一方、放射能の拡散は十分考えられ、石原都知事等は相当厳しい予測をされている。これが長期にわたると、日本の農業、特に日本の畜産が壊滅状況になると危惧している。東日本だけでなく、鳥取県にも数家族が避難されており、これは日本全体の問題と考えざるを得ない大惨事と感じている。今後、長期的な取り組みを念頭に置きながら、動物医療、畜産関係に対応すべきと考えている。⑤については、狂犬病予防注射は、避難先で獣医師会が対応せざるを得ない。注射済票を所持していれば都合が良い。人間の戸籍さえない状況だが、できるところから取り組んでいくことは必要である旨が説明された。

【議決事項】

第1号議案：平成23年度暫定予算編成の件

(1) 大森専務理事から、4月から6月までの予算については、基本的に前年度の予算を踏襲することとし、獣医師高度技術研修対策事業が前年度限りであることと、慶弔費、会議費、旅費交通費については、新会計基準に従い整備したこと等、主な変更部分のみ説明された後、暫定予算という方式をはじめたのはいつか、との質疑があり、大森専務理事から、日本獣医師会発足当初からの方式と考えられ、これは結果的に6月末の総会で決定いただく本予算の中に吸収されると理解いただきたい。公益社団法人の認定後は、この方式を続けることはできず、年度当初の理事会で翌年度の収支予算を決定することになる旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案：平成23年度一時借入金の最高限度額を定める件

大森専務理事から、金額、期間、借入先等は昨年度と同様である旨説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案：賛助会員入会の件

大森専務理事から団体賛助会員1団体（東亜薬品工業株式会社）について、入会の承認を求めた後、本議案は異議なく承認された。

第4号議案：公益社団法人への移行認定申請に伴う対応の件

1 第68回通常総会において決議等を求める件に関する事項

- (1) 「定款の変更の案」関係
- (2) 「定款の変更の案」の規定に基づき定める「定款施行細則」関係
- (3) 「定款の変更の案」の規定に基づき定める「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」関係

2 公益社団法人への移行認定申請に向けた事務・事業運営並びに事務局組織及び職員サービスに関する諸規程の見直し

- (1) 獣医学術学会事業関係
 - ア 日本獣医師会学会運営規程の制定
 - イ 獣医学術地区学会運営規程の制定
 - ウ 日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程の一部改正
- (2) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係
日本獣医師会学会学術誌編集等規程の制定
- (3) 事務局組織体制等の見直し関係
 - ア 日本獣医師会事務局組織規程の一部改正
 - イ 日本獣医師会職員就業規則の一部改正
 - ウ 日本獣医師会嘱託職員等就業規則の一部改正

(1) 大森専務理事から本会が公益社団法人への移行認定申請を行うに際し、必要となる現行定款の全面変更による「定款の変更の案」をはじめ公益認定の申請の手続きに要する関係規程の制定等を行うとともに、併せて本会の事務・事業運営並びに事務局組織及び職員サービスに関する諸規程の制定または一部改正を行うこととし、

①「定款の変更の案」については、昨年の第3回理事会で協議し、方向性を確認いただき、以降、認定委員会等との協議を行ったとして、公益社団法人への移行の登記を行うことを停止条件として総会の決議を求め、②公益社団法人への移行の登記を行うことを停止条件として、現行定款第5条の規定に基づき定める「社団法人日本獣医師会定款施行細則」を廃止することについて総会の決議を求め、及び新たに「定款の変更の案」の規定に基づき「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」を制定することについて総会の承認を求め、③公益社団法人への移行の登記を行うことを停止条件として「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」を制定することについて総会の決議を求め、④本理事会において決議を受けた前記①から②に係る諸規程を総会に決議案として上程するに際し、誤字脱字等のため修正の必要が生じた場合において、決議内容の趣旨を損わない範囲での修正を行うことについては会長に一任することを求める旨が説明された後、これらの規程の主要事項について解説された。

(2) 質疑・応答として、①定款の変更の案、第4条の公益目的事業の中の獣医師道の高揚の事業の内容と趣旨はどのようなものか。②定款の変更の案、第59条第3項で「重要な職員は」とあるが誰を指すのか。③就業規則等のセクシャルハラスメント、介護休暇等の事項は積み残したとされたが、事務局員の合意は得ているのか。④役員の退職金について、本会の役員は2年任期だが、役員が退任した際の支払いとなっている。これを2年毎に支払うという方法はいかがか。地方獣医師会では、20年、30年と長期間就任される方もおり、相当な額となる。それが獣医師会の財産としておくのが良いか否か、法的な問題はいかがか。⑤就業規則について、この有給休暇の1時間単位制が、半日、1日単位となるが、行政上の指導等があったのか。⑥公益認定申請にあたって、会長自身が利用できる経費を考慮できないか、との質疑・要望が出され、これに対して、大森専務理事から、①具体的には、獣医師倫理の徹底で、獣医師専門職の資質の向上に資するという事業であり、一つは、獣医師行動規範の検討・整理、それを普及啓発するという役割である。事業区分整理表に記載したとおり、公益目的事業は「公1」と「公2」に整理し、「公1」は、獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策の推進に関する事業であり、指摘の点は、そのうち「公1の2」の獣医師・獣医療倫理向上対策事業であり、チェックポイントの事業区分は、18の事業区分に該当し

ない事業として、公益性を説明していきたい。②具体的には事務局長、管理職である。管理職は理事会で決めるということである。③単に該当する者がいなかったこともあり積み残していたものであり、関係法令の変更に伴い変更が必要な部分について、社会保険労務士、専門家のアドバイスを得て、念のため、この機会に見直したものである。④役員は重任を妨げないということで、継続就任いただくため、すべての任期が終了後に払う方法を探ってきたため、それを踏襲し規定したものである。他の法人と同様に現在も退職引当特別基金として、職員の退職金と同様に積み立てており、会計上の不都合は生じないと思われる。⑤従来どおり1時間単位とすると、労働法に基づき細かな労使協定を締結し、労働基準局に提出する必要に迫られるため、基本的に規定上、1日単位として、運用上は1時間単位も認めるような柔軟な対応としたい。⑥今後、理事者の責任は重くなるということで、今回の規程に反映をさせたということで、理解いただきたい旨説明がされた後、本議案は異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 2011 動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

中川副会長から、2011 動物感謝デーについては、10月1日、駒沢オリンピック公園を予定し、本会の活動指針である「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を全体のテーマとし、災害に係わる企画の他、世界獣医年2011 (World Veterinary Year 2011) 等、多岐にわたるプログラムをもって開催したい。イベントの運営委託先については、動物感謝デー企画検討委員会で企画競争をもって決定する。地方獣医師会におかれても、本事業の意義を十分に理解いただき昨年引き続き積極的な協力を依頼したい旨が説明された。

2 要請活動等を行った件

(1) 動物愛護管理法の制度見直しに関する要請

(2) チーム獣医療提供体制整備に向けて (動物看護職体制整備に向けての声明文)

大森専務理事から、環境省自然環境局長あて、動物愛護管理法の制度見直しに関する要請活動の実施 (本誌第64巻第2号参照) 及び地方獣医師会あて、チーム獣医療提供体制整備に向けて (動物看護職体制整備に向けての声明文) 通知及び同公表した (本誌第64巻第3号参照) 旨が説明された。

3 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議において協議した件

(平成22年度地区獣医師大会決議要望事項に対する対応等)

大森専務理事から、平成22年度地区大会決議要望事項に対する対応について説明された (本誌第64巻第4

号参照)。

4 役員の改選手続きを進める件

大森専務理事から、次期役員選任までの手続きとして、4月上旬に役員選任管理委員会から改選の手続きの通知と候補者の推薦を依頼、5月下旬に役員選任管理委員会において推薦状況の整理・確認、6月上～中旬に役員候補者の公示、6月28日、第68回通常総会において役員を選任する旨が説明された。

5 職域別部会の委員会活動報告の件

(1) 大森専務理事から、前回理事会以降の職域別部会の委員会の開催状況について、各職域の部会長である理事から説明が求められ、まず、横尾理事から、①産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会については、11月29日に第10回委員会を開催し、冒頭、穴見理事の退任に伴い、副委員が委員長代理として委員会をまとめることになったが、前期委員長を務めた近藤委員に補佐として対応いただく旨了承を得た。報告書については獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針に沿った形で、具体的な内容を盛り込む方向で取りまとめを進めることとしている。なお、中央畜産会の奨学金制度は、事業仕分けで全額返還となり、本年度から農林水産省がホームページで制度利用の都道府県を募っており、JRAの振興基金の獣医師、畜産関係の予算も、限定、縮小等で減額されている。本年度策定された獣医療の提供体制の整備を図るための基本方針では産業動物獣医師の確保が強調されたが、予算は減りつつあるという現状である。また、家畜共済の診療点数については、適正な診療点数、技術料について具体的な数字を出して検討したい。獣医師の養成と獣医療技術研修体制の体系的な整備として、日本獣医師会が取り組んでいる獣医療提供体制整備推進総合対策事業の研修との連携についても記載した。さらに口蹄疫に端を発した、家畜伝染病予防法の一部改正案については、3月22日に衆議院本会議を通過したが、同法の患者7疾病、疑似患者8疾病については、損害の全額を国が保証することになり、家畜共済からの支払いはなくなる。これに伴い農業災害補償制度も改正されるので、今後、その中身も検討したい。次回は、4から5月に開催して、報告書を取りまとめたい。次に細井戸理事から、②小動物臨床部会の動物看護職制度在り方検討委員会については、第2回を1月12日、第3回を2月28日に開催した。第2回会議ではチーム獣医療提供体制の整備に向けての声明文について協議したが、委員から所属団体に説明を経て諮りたい旨の発言があり、2月28日の開催となった。動物看護職統一試験協議会は、これまで動物看護職を認定してきた団体が統一試験実施のために組織したもので、平成24年の試験

は2月19日に同一日時、同一問題にて全国一斉に行う予定である。今年は認定団体が試験範囲を統一して、それぞれの団体に認定する。平成25年2月から統一試験を実施するために、動物看護師統一認定機構を立ち上げることにしているが、それまでの間協議会が試験を行う。なお、現職の看護職1,100人に対するアンケートによると、統一試験の受験を希望する者は1/3、セミナー等の受講による資格取得を希望する者が1/3、現状のままの資格の移行を希望する者が1/3という結果であった。第3回会議では、機構の事務局を担う予定の動物看護師協会について、事務、役員体制の不備が指摘され、今後、本会他、各団体によるサポートとともに、同協会にしっかりした事務体制を確立するよう要請された。山根会長には、農林水産省の口蹄疫対策検証委員会、獣医事審議会計画部会のなかで、動物看護職の必要性、適正な獣医療のためのチーム獣医療の重要性を訴えていただき、国を動かしていただいたので、今後、我々が一丸となって推進していきたいとの意見が出された。続いて、森田理事から、③畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会及び公衆衛生部会の公衆衛生委員会については、第10回を1月18日に開催し、報告書案の意見交換を行った。まず、家畜衛生と公衆衛生行政の縦割りの現状で、国及び地方自治体において、家畜衛生、公衆衛生の担当職員は互いを理解していない。「One World, One Health」の精神に基づき、公務員においても、このような枠組みは取り除くべきと提言する。BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生時は連携が取れておらず、行政機関の一元化が必要であり、日本獣医師会、地方獣医師会が間を取り持つよう連携が不可欠である。と畜場で口蹄疫が確認された際の対応について、両省の連携はなく、整理が必要である。家畜衛生におけるヨーネ、ブルセラ病の対策と食品衛生上の考え方、と畜場における疾病の双方の判断基準は異なっている。大学教育も、家畜衛生、公衆衛生と分けるのではなく、獣医行政学として教育し、双方に対応できる公務員を育てる必要がある。このように双方の連携のために獣医師会が何をすべきか方向性を示したい。なお、近年、公務員獣医師の確保については、不景気で採用者は増えているようだが、長期的には充足するとは思えない。所遇として、1箇所でも獣医師の保健所長が誕生すると、処遇も改善されていくと思われる。処遇の改善も含めて、日本獣医師会及び地方獣医師会で検討すべきことをまとめた旨がそれぞれ説明された後、森田理事の説明に関連して、先日、大分県から搬入した食鳥が熊本県の処理場で鳥インフルエンザの陽性反応となり大騒ぎとなった。その日は土曜で非常勤の職員が検査をしており、異常があれば本来は正規の職員に連絡するところを、大分県へ通報した。農家では埋却のため重機を用意したが、大分県の家畜保健衛生所

が農家を調べたところ、陰性であり、熊本県の家畜保健衛生所でも処理場で検体を検査したところ陰性ということであった。非常勤の職員は、保健所のOBで、期限の切れた検査キットを使ったということに収まったが、このように他県にわたる対応は困難を極める。また、職員が家畜衛生の知識も得ていれば、このような事態は回避されていたのではないかと。鶏、豚のワクチンの指示書を書いて、その後どのように使われたのか不明といった状況もあり、獣医師会でしっかりと対応していく必要がある旨の意見が出された。

6 平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

大森専務理事から、平成23年度以降の獣医学術学会年次大会開催計画として、①平成23年度は、日本獣医師会主催・北海道獣医師会共催（北海道獣医師会運営委託開催形式）による地方開催として、平成24年2月3日（金）～5日（日）、札幌コンベンションセンターにおいて、②平成24年度は、日本獣医師会主催・大阪市獣医師会共催（大阪市獣医師会運営委託・近畿地区連合獣医師会協力開催形式）による地方開催として、平成25年2月9日（土）～11日（祝・月）、大阪国際交流センター、シェラトン都ホテル大阪において、③平成25年度は、日本獣医師会主催・千葉県獣医師会共催（千葉県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式）による地方開催として、平成26年2月21日（金）～23日（日）、幕張メッセ、東京ベイ幕張（予定）として開催される。地区獣医師大会・学会については、東北地区においては、今回の震災で開催が危ぶまれるということであるが、関東でも同様で、例年開催をし、各地区からの優秀演題を中央に集めて発表し、獣医学術のレベルアップを図るという大きな目的もあり、会場での発表形式が困難であれば、獣医学術学会年次大会での各地区の発表演題に対する評価を得るということからも、発表は省略しても、演題の提出により、各地区で審査いただき、優秀発表を選出するという方法も視野に入れご検討いただきたい旨が説明された。

7 業務運営概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成22年12月1日以降平成23年3月20日まで）の業務概況について説明が行われた。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

大森専務理事から、当面の主要会議の日程等について説明がなされた。

【別記1】

東北関東大震災被災対応の件

1 現地地方獣医師会等の被災状況

- (1) 地方獣医師会会員，役職員の安否（会員の安否確認済み）
- (2) 地方獣医師会の事務執行対応（宮城県，仙台市獣医師会等被害はあるが事務に支障はない）
- (3) 被災地域における産業動物・小動物獣医療提供（地方獣医師会会員の診療対応状況等）（宮城県，仙台市等支障有り）

2 日本獣医師会の対応

- (1) 日本獣医師会に対応窓口を設置（3月14日）するとともに，関係団体・企業等に対し現地の動物救護活動及び産業動物・小動物診療提供の復旧等に対する協力要請を行った。また，山根会長からの激励文をHPに掲載（本誌第64巻第4号247頁）
 - (2) 当面の活動
- ア 現地の被災状況の把握と地方獣医師会及び関係機関・団体，省庁との連携の確保
- イ 被災地方獣医師会（支部も含め）からの要望等の聴取
- ウ 全国地方獣医師会及び関係団体・機関，企業等からの支援提案の聴取（東京都，神戸市，埼玉県，新潟県，岐阜県獣医師会から提案有り）
- (3) 現地における被災動物救護活動等の支援
- ア 中央における対応
- (ア) 緊急災害時動物救護本部（災対本部）による対応に一元化
注：災対本部：動物愛護全国4団体と日本獣医師会とで構成
 - (イ) 災対本部からは，現地救護本部（県・市及び地方獣医師会）の要請を受け，①資金の供与，②ペットフード等の物資の援助，③人材の派遣を実施（ただし，災対本部に対する支援の要請は基本的には自治体から行うとされている。）
 - (ウ) 日本獣医師会においては，地方獣医師会が自治体等と連携して行う動物救護・緊急診療対応活動に対する全国地方獣医師会，賛助会員団体・企業をはじめその他の関係者からの募金活動（資金の提供（寄附））を行う（本誌第64巻第4号248頁）。

なお，募金活動は，「東北関東大震災動物救護活動・獣医療復旧支援募金」とし，(4)のイの(ア)の支援対策への充当と合わせ対応する。

- イ 現地地方獣医師会の対応状況及び救護活動に対する人的支援
- (ア) 現地地方獣医師会（県・市町村等自治体との連携）による現地動物救護活動の現況と今後の対処の方向の聴取（岩手県，宮城県，仙台市，福島県等において救援本部の立ち上げ）
 - (イ) 地方獣医師会における自治体と連携した診療提供を含む被災動物の救護活動について，当該地方獣医師会の要請を受けて必要に応じ都道府県獣医師会会員による現地指導・支援を行う。（現地での受け入れ態勢の確立必要）
- (4) 今後の検討課題
- ア 被災地方獣医師会に対する支援
- (ア) 被災地方獣医師会の日獣会費等の対応
被災地方獣医師会において会員会費の減免措置を講じた場合において，当該地方獣医師会の①均等割合会費及び②減免対象会員獣医師数に応じた構成獣医師割合会費の相当額について別途の支出を検討
 - (イ) その他
被災地方獣医師会からの個別の要望等を踏まえ，対応を検討の上，可能なものから実施
- イ 被災地方獣医師会の会員等に対する支援
- (ア) 被災獣医師，診療施設対策
会員獣医師，動物看護職などの診療従事者の他都道府県診療施設による受け入れ等の調整。その他の現地獣医療提供の復旧の支援
 - (イ) 死傷，又は診療施設が倒壊等した地方獣医師会会員に対する弔慰と見舞
 - a 現行の日本獣医師会慶弔等規程により所定の弔慰を行うが，加えての対処については，被災地方獣医師会の意向・対応を優先する。
 - b その他
被災地方獣医師会からの個別の要望等を踏まえ，対応を検討の上，可能なものから実施
- ウ 被災地隣接の他地区地方獣医師会段階の対応
- 被災地において，継続飼育が困難な家庭動物（被災者が他の都道府県避難施設に移動する際に，同伴する家庭動物を含む。）の都道府県獣医師会会員動物病院等における一時預かり飼育の受け入れ等の検討